

玉村町地域・学校協力者会議連絡協議会会則

改正 平成14年4月1日

(名称)

第1条 この会は、玉村町地域・学校協力者会議連絡協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 管内各学校園区に置かれている地域・学校協力者会議(以下、「協力者会議」という。)の円滑な実施を行うため、成果や課題等の協議を行うとともに情報交換等の連携を図る。

(委員)

第3条 協議会の協議委員は、次の役職にある者をもって構成する。
教育委員会教育長、教育委員長及び教育委員、管内各幼小中学校園長、玉村高等学校長、各学校園学校評議員

2 委員長は、必要と認めるその他の役職にある者を委員として指名することができる。

(役員)

第4条 協議会に次の役員をおく。

(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名

2 委員長、副委員長は、次の役職にある者とする。

(1) 委員長 - 玉村町教育委員会教育長

(2) 副委員長 - 学校評議員代表、校長代表

(役員の職務)

第5条 委員長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とする。

2 委員は、役職が任期満了となった場合または辞任の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(協議会)

第7条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会期、回数については、委員長が定める。

3 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

(1) 協力者会議の在り方に関すること。

(2) 各学校区の協力者会議の成果や課題に関すること。

(3) その他目的達成に必要な協力者会議の運営に関すること。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を玉村町教育委員会学校教育課におく。

2 事務局員は、次の役職にある者をもって構成する。

学校教育課長、社会教育課長、学校教育課指導係、社会教育課青少年指導係

3 委員長は、必要と認めるその他の役職にある者を事務局員として指名することができる。

附 則 この会則は、平成12年9月29日から施行する。

附 則 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成14年4月1日から施行する。